

議提第2号

小松島市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和6年3月25日

小松島市議会議長 池 淵 彰 殿

提 出 者	小松島市議会議員	安 平 剛 之
	〃	松 下 大 生
	〃	米 崎 賢 治
	〃	近 藤 純 子
	〃	南 部 透
	〃	津 川 孝 善

小松島市議会会議規則の一部を改正する規則

小松島市議会会議規則（昭和42年議会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「，会議に宣告することにより」を加え，同条中第3項を第4項とし，第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず，議長は，会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは，会議時間を変更することができる。

第14条及び第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし，会議の議題となる前においては，議長の許可を得なければならない」に改め，同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第27条中「第25条（ ）の次に「（ ）を，「宣告」の次に「 ） 」」を加える。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従つて」に改め，「を備え付けの投票箱に投入」を削る。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第37条第1項中「第129条（ ）の次に「（ ）を，「委員会付託」の次に「 ） 」」を加え，「聞き」を「聴き」に改める。

第38条中「まつて」を「待つて」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改める。

第44条第2項中「審査」の次に「又は調査」を，「第38条（ ）の次に「（ ）を，「時期」の次に「 ） 」」を加え，「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「，議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「場合は」の次に「，」を加える。

第64条中「第56条（）の次に「（）を，「回数」の次に「）」を，「第60条（）の次に「（）を，「終結」の次に「）」を加える。

第66条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とら」を「採ら」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「第27条（）の次に「（）を，「出入口閉鎖」の次に「）」を，「第28条（）の次に「（）を，「点検」の次に「）」を，「第29条（）の次に「（）を，「投票」の次に「）」を，「第30条（）の次に「（）を，「終了」の次に「）」を，「第31条（）の次に「（）を，「効力」の次に「）」第1項から第3項まで」を，「第32条（）の次に「（）を，「報告」の次に「）」を，「第33条（）の次に「（）を，「保存」の次に「）」を加える。

第76条ただし書中「とら」を「採ら」に改める。

第77条第1項中「とら」を「採ら」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第1章中「第9節 公聴会，参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。

第80条第1項中「いう。）は，」の次に「前述の規定により」を加え、「文書」を削る。

第85条第2項中「又はその他の」を「その他議長が適当と認める」に改める。

第87条中「第65条（）の次に「（）を，「訂正」の次に「）」を加える。

第94条の2の見出しを「出席委員に関する措置」に改め、同条第1項中「小松島市議会委員会条例（昭和42年小松島市条例第18号）第15条の2第2項の規定により委員長に申し出して、オンライン会議システムにより会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第105条第1項、第115条第2項、第124条及び第126条の出席委員とする」を「この章における出席委員には、小松島市議会委員会条例（昭和42年小松島市条例第18号。以下「委員会条例」という。）により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む」に改め、同条第2項中「オンライン会議システム」を「オンラインによる方法」に改める。

第111条及び第113条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第114条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「（オンライン会議システムを活用した出席を含む。）」を削り、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第119条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第120条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第121条に次のただし書を加える。

ただし、委員会条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第123条中「とろう」を「採ろう」に、「オンライン会議システムを活用した会議にあつては挙手」を「オンラインによる方法で出席している委員にあつては挙手。第126において同じ。」に改め、「(オンライン会議システムを活用した会議にあつては挙手者)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

第124条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「オンライン会議システムを活用した」を「オンラインによる方法で開かれている」に、「とる」を「採る」に改める。

第124条の次に次の3条を加える。

(記名投票)

第124条の2 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第124条の3 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第124条の4 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

第126条ただし書中「(オンライン会議システムを活用した会議にあっては挙手)」を削り、「とら」を「採ら」に改める。

第127条第2項中「提出年月日、」を「提出年月日並びに」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第129条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる」を「委員会の付託は、議会の議決で省略することができる」に改め、同条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第130条第1項中「(オンライン会議システムを活用した説明を含む。)」を削り、同条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、委員会条例により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第131条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第132条中「ものについては」の次に「、」を加える。

第133条中「，その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第137条中「第37条（）の次に「（）を，「委員会付託」の次に「）」を加える。

第140条中「外とう，えり巻，つえ，かさ」を「コート，マフラー，傘」に改め，同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第145条の見出し中「印刷物」を削り，同条中「，新聞紙，文書等の印刷物」を「等」に改める。

第147条中「すべて」を「全て」に改める。

第148条第2項ただし書中「第49条（）の次に「（）を，「保持」の次に「）」を，「第110条（）の次に「（）を加える。

第149条中「第37条（）の次に「（）を，「委員会付託」の次に「）」を加え，「ことは」を「ことが」に改める。

第149条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第149条の2 議員は，自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において，議会又は委員会の同意を得たときは，他の議員をして代わって弁明させることができる。

附 則

この規則は，令和6年4月1日から施行する。